

ID: 12

担当部署: 住民課

処分の概要	印鑑の登録		
例規名 根拠条項	高根沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第4条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成5年条例第1号		
【基準】			
第2条、第4条及び第5条の規定による。 (登録資格)			
第2条 認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。			
(1) 民事保全法(平成元年法律第91号)の定めるところにより裁判所により選任された代表者の職務を代行する者			
(2) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者			
(3) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人			
(4) 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人			
(登録)			
第4条 町長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、高根沢町印鑑条例第4条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。			
(登録印鑑)			
第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、当該認可地縁団体につき1個とする。			
2 町長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録してはならない。			
(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの			
(2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの			
(3) 印影を鮮明に表しにくいもの			
(4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として町長が不相当と認めるもの			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日